

小中学校校舎等照明器具 LED 化事業

質問及び回答

No.	質問内容	回答
1	プレゼンテーションで使用する資料は、見やすいように PowerPoint で作成したものを用意してもよろしいでしょうか。	よろしいです。
2	既設 LED 照明器具についても LED 照明器具管理台帳へ記載するとありますが、既設 LED 器具について現地調査範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。
3	実施要領に「オプション A 方式による計測・検証」と記載がありますが、オプション A は「設備容量、稼働時間、及び省エネルギー率を乗じて省エネルギー効果を評価」する方式であり、「設備容量の設定は、省エネルギー対策の前後に 1 回又は短期の実測を行う場合と、メーカーのカatalogデータを使用して推定する場合がある」とされています。本事業では、設備容量についてメーカーのカatalogデータによる推定での算出でよろしいでしょうか。	より効果的な省エネ化を図るための計測・検証方法をご提案ください。
4	各施設についてアスベストの含有有無について判明しておりますでしょうか。もし穴あけ作業が発生する場合は、別途調査費用を考慮いただけますでしょうか。もしくはレベル 3 相当のみなし作業で対応となりますでしょうか。	必要に応じてアスベスト含有調査を実施してください。調査費用等については別途協議とします。
5	「省エネルギー保証」の記載がありますが、本事業において提案時の削減効果に満たない場合、事業者側にどのような対応を求められるでしょうか。	提案時の削減効果に満たない場合、原因の検証と対策を行っていただくことを想定しています。
6	設計資料の提出は完成図書として、竣工時にまとめて提出という認識でよろしいでしょうか。	設計資料については、施工前に提出し、本市の承諾を得ることとします。
7	仕様書の対象器具台数について、記載の数量と現地調査により確認した数量に差がある場合は協議ということでよろしいでしょうか。	現地調査の数量を優先してください。

8	現場事務所・資材置き場・産廃置場・作業員の駐車場等は学校敷地内でご提供いただけるでしょうか。 また、トイレなどは施設内のものを利用可能と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
9	工事期間中、各施設の施錠・解錠は市側で対応していただけることとしてよろしいでしょうか。	別途協議とします。
10	蛍光灯ランプ生産終了に伴い、LED への改修の需要が増加し、商品供給が困難となっています。それに伴う施工期間の延長等について、協議は可能でしょうか。	可能です。
11	「設置作業において発生する軽微な補修等」とありますが、軽微な補修等とはどのような内容を示すのでしょうか。	仕様書（P5 9 工事仕様（2）施工 ク）のとおりとします。
12	絶縁抵抗測定に関しまして、事前測定で異常値を検知した場合は貴市にて原因究明に関わる回路確認、修繕対応頂ける認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。
13	夏休み、冬休み以外の平日日中の作業は可能でしょうか。日時や期間指定や土・日曜日、祝日のみ対応となる施設はありますか。 また基本の作業時間は何時から何時まででしょうか。	仕様書（P4 9 工事仕様（1）作業時間 ア）に記載のとおりとします。
14	土日祝日での施工をする場合、警備員等は配置は必要でしょうか。 また、必要な場合、その費用は貴市と事業者のどちらの負担になりますでしょうか。	警備員の配置については、不要と考えています。

15	使用する照明機器メーカーに関して 小中学校校舎等照明器具ＬＥＤ化事業 仕様書 ８照明器具使用（１）基本事項イ「使用する照明器具等は、保守管理を容易にするため、同一メーカー製品とすること」と記載がございます。 特定メーカーを限定する内容ではないものの、プロポーザル参加企業から提案されるメーカーが１社に限定されることが想定されます。保守管理を容易にすることを前提に、同一メーカー製品とする、とありますが、直管型器具、ダウンライト、非常用照明等、用途によりメーカーを統一することで、貴市が求められる保守管理を容易にする点は担保できるものと考えます。 また、８照明器具仕様（２）交換方法「原則、照明器具ごと交換を行うこととする。ただし、交換に適した照明器具が存在しない場合は、本市と協議の上で選定する。」との記載があり、同一メーカー製品である、という前提と矛盾するかと考えます。 上記に関し、貴市のご意見を伺いたくお願い申し上げます。	仕様書（P3 8 照明器具等仕様（1）基本事項 イ）と仕様書（P3 8 照明器具等仕様（2）交換仕様）の記載事項に矛盾はないものと考えます。
16	納期遅延に関して 小中学校校舎等照明器具ＬＥＤ化事業 公募型プロポーザル実施要領 １０事業全体スケジュール ※１「社会情勢に起因困難となった場合は市側と協議により、期間を延長するものとする。」と記載がございます。昨今、ＬＥＤ照明器具の納期は大変長いものとなっております。受注者の責めに帰すことのできないメーカーの供給遅延などにより、納入期限である令和１０年３月３１日までに施工完了が困難となった場合、履行期限の変更について協議いただくことは可能でしょうか。	回答No.10 のとおりです。